

J C S S（計量標準供給制度）の普及促進 ～ J C S S登録事業者の拡充方策～

議論のポイント

パブリックコメント・地方説明会での意見

- J C S Sを広めて欲しい。J C S Sを広めるには、メニュー拡大と、料金低額化が必要。

第3WGの論点

- J C S Sのメニュー拡大と、料金低額化の要望に対して、指定計量標準制度（仮称）以外に、制度面での促進策はないか。
- 校正事業者の登録業務を民間機関にも解放してはどうか。

1. 基本的考え方

計量法第143条に基づく校正事業者の登録は、経済産業大臣が行うこととされているが、指定登録事業者登録機関制度（仮称）を新設し、大臣の指定を受けた民間機関も校正事業者の登録を行えるようにしてはどうか。

〔参考〕

（登録）

第四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2. 理由

(1) J C S S（計量標準供給制度）ユーザーの視点

J C S Sのユーザーからは、J C S S校正を受けられるメニューの拡大や、料金の低額化が求められている。すなわち、指定計量標準（仮称）制度の導入など計量標準の充実とともに、J C S Sの階層が重層的になって、高コストだが精度の高い計量から、精度は低いが高コストの計量まで選択できるようになることが求められている。

J C S Sの階層を重層的にするためには、幅広い分野や精度をカバーするJ C S S登録事業者を登録させ、更新させていくことが必要となる。

現在、計量法第143条に基づく校正事業者の登録は、経済産業大臣が行うこととされているが、実際には、(独)製品評価技術基盤機構（以下、「N I T E」という。）が大臣の事務を代行している。経済産業大臣（N I T Eが事務代行）だけが校正事業者の登録をすることができる現行制度では、ユーザーの需要に対応した幅広い分野や精度をカバーするJ C S S登録事業者を登録させ、更新させていくことは困難である。

I S O / I E C 1 7 0 2 5は、J C S S登録事業者の要件であるが、次期計量法改正において、特定計量証明事業者の要件ともすることを検討している。また、民間認定としてのI S O / I E C 1 7 0 2 5を受ける事業者もある。これら複数のI S O / I E C 1 7 0 2 5認定について、同一の認定機関で審査の重複を排除して簡略に行われることをユーザーは希望している。

指定登録事業者登録機関制度（仮称）が新設されれば、同一の認定機関が、J C S

Sの指定機関や特定計量証明事業（MLAP）の指定機関になることが可能である。そのような認定機関があれば、ユーザーは、ひとつの認定機関から、JCSS登録、特定計量証明事業（MLAP）認定、ISO/IEC17025認定を、審査の重複を排除して簡略に受けられる可能性がある。

（2）行政改革の視点

国の制度は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）等、累次の閣議決定等を踏まえ、国の権限を定める各法律においても、「官から民へ」、「民間でできることは民間で」という考え方の下に見直しを行うことが求められている。

平成18年6月の計量制度検討小委員会報告書（案）においては、規制対象計量器について必要最小限の規制対象に見直すことや、修理品の自主検査等が示されているとともに、「おわりに」において引用されている「行政改革の重要方針（平成17年12月9日閣議決定）」は、「国においても（中略）民間参入に向けた環境整備等を含め、事務事業の削減を強力に進める方針が示されている」としている。

計量法における国が独占している事業の民間参入については、国の方針及びこれまでの行政改革推進本部事務局等の指摘を踏まえ、以下を検討することが求められている。

① 民間参入に向けた環境整備等

現在、大臣が行っている事務について、民間（指定機関、登録（届出）機関等）もできるよう改められないか。

② 指定制度を届出・登録制度に規制緩和

現在、大臣及び指定機関が行っている事務について、指定機関ではなく登録（届出）機関が行えるよう改められないか。

これらの指摘を踏まえ、計量法第143条に基づく校正事業者の登録は、経済産業大臣が行うこととされているが、指定登録事業者登録機関制度（仮称）を新設し、大臣の指定を受けた民間機関も校正事業者の登録を行えるようにしてはどうか。

計量法において、特定計量証明事業（MLAP）制度における大臣認定は、大臣の事務を代行するNITEと、大臣の指定を受けた民間機関である特定計量証明認定機関ができる制度となっている。MLAP制度とJCSS制度の目的等を比較した場合に、JCSS制度を大臣のみができる制度として維持しなければならない理由はないと考えられる。

【参考】

（認定）

第二百一十一条の二 特定計量証明事業（第七條第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のもの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

なお、規制改革に伴って安全・安心のための対応が弱まらないよう留意する必要がある。

（3）（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が担うべき役割の視点

現在、計量法第143条に基づく校正事業者の登録は、経済産業大臣が行うことと

されているが、実際には、N I T Eが大臣の事務を代行しており、経済産業省本省では事務を行っていない。

しかし、校正事業者の登録業務を民間機関にも解放し、N I T Eにおいては、J C S Sに係る各種技術基準の作成などJ C S S制度の基盤となる業務や、民間に知見がない分野において計量トレーサビリティの普及をリードする業務など、民間機関では担いがたいJ C S S業務を中心に担うべきではないか。

以上